

第8期介護保険事業計画に向けた基盤整備について

－板橋キャンパス栄町用地（都有地）における高齢者向けサービス施設の整備－

東京都では、板橋キャンパス栄町用地について、平成31年2月に「板橋キャンパス跡地活用プラン」を策定し、4つのゾーンに区分して整備することとした。

それに伴い、高齢・障害サービスゾーンにおける高齢者向けサービス施設の整備を行う。

1 高齢・障害サービスゾーンの整備概要について

(1) 根拠

- ① 板橋キャンパス跡地活用プラン【別紙1参照】
- ② 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(高齢)(以下「実施要綱」という。)
【別紙2参照】
- ③ 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(障害)

(2) スキーム

東京都が民間事業者に対して都有地を貸し付け、借受者が地域の福祉インフラを含めた施設の整備及び運営を行う。

(3) 整備手順

- ① 実施要綱の規定に基づき、東京都が事業者を公募する。
- ② 板橋区は、応募書類の審査とヒアリングを行い、応募者に関する意見書を作成し、東京都に提出する。
- ③ 東京都は、板橋区の意見を踏まえ、選定審査会の審査を経て、事業者を決定する。
- ④ 東京都は、選定された事業者と、借地借家法に基づく定期借地権設定契約により、貸付契約を締結する。
- ⑤ 事業者は、借受けた都有地において施設の整備及び運営を行う。

2 高齢者向けサービス施設の整備について

(1) 用地概要

所在地/敷地面積	栄町 35 番 2 / 約 1,875 m ²	
用途地域	近隣商業地域 (都道の境界線から 20m以内)	第二種住居地域 (都道の境界線から 20m超)
建ぺい率/容積率	80% / 400%	60% / 300%

(2) 整備施設等

① 整備施設及び規模

ア 認知症高齢者グループホーム【必置施設】

2ユニット定員 18 名又は 3ユニット定員 27 名

イ 小規模多機能型居宅介護事業所【必置施設】

登録定員 29 名、通い定員 18 名、宿泊定員 9 名程度

※ア又はイのいずれかの事業所内に地域交流スペースを確保する。

ウ その他自由提案による併設施設等

② 整備施設の決定理由

ア及びイは、介護保険事業計画及び板橋区版A I Pにおいて今後の整備を必要としているが、本件用地が含まれる日常生活圏域及び隣接する日常生活圏域においては未整備であるため、都有地を活用し整備を行う。

(3) スケジュール

令和元年6月27日	住民説明会
7月31日	公募要項公表
8月21日	事業者説明会
9月2日～6日	応募申込書類受付期間
9月24日～27日	借受申請書類受付期間
10月～令和2年1月	審査
令和2年2月	事業者の決定・公表
12月	東京都施設整備費補助協議書提出
令和3年6月以降（施設整備費補助内示後）	施設建設工事着工
令和4年度中	施設建設工事竣工、開設

(4) 区の間わり

- ① 東京都からの委任により、公募に関する事務を行う。
- ② 応募者の書類審査及びヒアリング等を行い、応募者についての意見書を東京都に提出する。
- ③ 事業者決定後、板橋区と事業者との間で基本協定を締結する。
- ④ 整備内容は、「第8期板橋区介護保険事業計画」に反映する。

(5) 周知方法

- ① 公募事業者募集の案内について、東京都及び板橋区ホームページに掲載している。
- ② 広報いたばし（8月3日号）に掲載のほか、区内の既存事業所には情報提供のメールを送信した。

(6) その他

- ① 事業者は、地域交流スペース又は併設施設等を活用した区民の健康づくりをサポートする場（健康づくり拠点）としての方策についても提案を行う。
- ② 同時期に公募を実施している障害者・児向けサービス施設についても、高齢者向けサービス施設と概ね同様のスケジュールで施設整備を行う。